

京都市非居住住宅利活用促進税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月12日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 15 号

京都市非居住住宅利活用促進税条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非居住住宅利活用促進税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号イ中「同条第17項」を「同条第18項」に改め、同条に次の2項を加える。

3 条例第13条第1項第5号に規定する市長が特に必要と認める非居住住宅は、次の各号のいずれかに該当する非居住住宅とし、それぞれ当該各号に掲げる金額を減免する。

(1) 公共用地の取得に関する特別措置法第2条に規定する特定公共事業（以下この号において「特定公共事業」という。）の用に供するために特定公共事業の施行者に譲渡等がなされたため、現に使用収益することができなくなった非居住住宅 税額の全部

(2) 共有に係る非居住住宅で、賦課期日における共有者の一部が法第348条第1項の規定により固定資産税を課することができないとされている者であるもの 税額のうち当該固定資産税を課することができないとされている者の当該非居住住宅に係る持分の割合に相当する額

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第1号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する生活支援給付を受ける者が納税者である非居住住宅 税額の全部

(4) 前各号に掲げる非居住住宅のほか、市長が特に必要と認めるもの 市長が定める額

4 条例第13条第2項に規定する別に定める者は、同条第1項第2号又は前項第3号の規定により当該年度の前年度分の非居住住宅利活用促進税について減免を受けた者であって、市長が、職権による調査により、引き続きこれらの規定による減免の要件に該当すると認めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局税務部税制課)